

令和7年4月1日

## 次世代育成支援対策推進法に基づくJAとうかつ中央行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間                    令和7年4月1日～令和12年3月31日

### 2. 目 標

目標1：計画期間における男性職員の平均育児休業取得率を毎年10%以上とする。

(対 策) 令和7年4月～

- ・育児休業に関する制度の周知
- ・対象職員へ個別の案内

目標2：各年度におけるフルタイム労働者の時間外労働について、全体の月平均時間を7時間未満とする。

(対 策) 令和7年4月～

- ・部署・支店ごとの時間外労働時間の把握、および掲示板や部署・支店巡回により職員へ周知し、時間外労働時間の削減を図る